

# 平成 28 年度「大人の武者修行」運営規約

## 1. この事業の目的

「大人の武者修行」は、経済産業省の平成 28 年度「中小企業・小規模事業者人材対策事業」（中小サービス業中核人材の育成支援事業）に係る補助事業者にて採択された、公益財団法人 日本生産性本部の「サービス産業生産性協議会」（Service Productivity & Innovation for Growth。以下「SPRING」）が運営する、現地研修型の人材育成事業です。

この事業の目的は、国が、中小サービス事業者において次世代の経営を担う人材に対し、他企業での一定期間の勤務機会を提供する際の経費の一部を補助することにより、優れた経営人材を育成し、我が国における中小サービス業の生産性向上を後押しすることにより、SPRING は本事業の事務局を担うことによって、その一翼を担います。

## 2. 事業の内容

SPRING は「従業員を派遣し、研修を行う事業者（以下研修事業者）」と「その従業員の受入れ先事業者（以下受入れ先事業者）」を選定、マッチングし、本事業の目的に沿った人材の育成をする補助を行います。また、研修事業者が支払う従業員の交通費、宿泊費及び受入れ先事業者への研修費の 3 分の 2 を間接補助します（1 名当たり原則最大 2,000,000 円・消費税込）。

## 3. 研修事業者の応募資格

研修事業者の応募資格は、以下(1)(2)の条件を全て満たす事業者です。

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業に該当すること。具体的には以下の表の通りです。詳細は同法を参照ください。

業種分類	中小企業基本法の定義
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

- (2) サービス業であること。ここでは、サービス業を広義のサービス業から中小企業性の低い産業を除いた業種として捉えます。具体的には、日本標準産業分類(平成 14 年 3 月改訂)における大分類にある、「G 電気・ガス・熱供給・水道業」、「H 情報通信業」、「I 運輸業」、「J 卸売・小売業」、「K 金融・保険業」、「L 不動産業」、「M 飲食店、宿泊業」、「N 医療、福祉」、「O 教育、学習支援業」、「P 複合サービス事業」、「Q サービス業(他に分類されないもの)」を包含する広義のサービス産業から、大企業性が高い、あるいは産業の性格が異なる「G 電気・ガス・熱供給・水道業」、「K 金融・保険業」及び「P 複合

サービス事業」を除いた範囲とします。

- (3) 受入れ先事業者との直接の資本関係がないこと。

#### 4. 武者修行者の応募資格

「武者修行者」とは、研修事業者から派遣されて、受入れ先事業者の下で現地研修を受ける者です。武者修行者として応募するためには、以下の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 現在、研修事業者に雇用されていること。無職の方、求職中の方は応募できません。
- (2) 研修事業者の経営者が将来の経営人材として育成したいと考えている自社の従業員。
- (3) 研修事業者において代表取締役以上の役職に就いている方は応募できません。

#### 5. 応募方法

- (1) 武者修行者は、「大人の武者修行」ホームページ (<http://shugyo.jp>) から「志願書」書式をダウンロードし、内容を記入します。
- (2) 武者修行者 1 名当たり、受入れ先事業者を最大第 3 希望まで志願することができます。
- (3) 「志願書」は、志願する受入れ先事業者別に作成します。
- (4) 派遣責任者は、「大人の武者修行」ホームページ (<http://shugyo.jp>) で登録を行います（派遣責任者は武者修行者と同じでも構いません）。
- (5) 派遣責任者は、申込画面に必要な事項を入力し、申込を行います。併せて、ホームページから申込書書式をダウンロードし、必要事項を記入の上、押印します。押印済の申込書に志願書を添えて、「大人の武者修行」事務局（以下、「事務局」といいます）に送付します。送付先は以下の通りです：

〒150-8307

東京都渋谷区渋谷 3-1-1 （公財）日本生産性本部 内

サービス産業生産性協議会

「大人の武者修行」事務局 宛

Tel : 03-3409-1189

- (6) 申込書と志願書を送付する場合は、普通郵便ではなく記録が残る手段（簡易書留等）の利用を推奨します。原則的に事務局への持参は受け付けません。
- (7) 事務局が、申込書と志願書を受理し、問題が無いことを確認した時点で、研修事業者は本登録となり、ID とパスワードが発行されます。
- (8) 応募の最終締め切り日は 2017 年 1 月 13 日（金）とします。ただし、予定する予算を超える申込・応募が見込まれる場合、最終締め切り日を待たずに応募を締め切る場合があります。

#### 6. 応募の取り消し

- (1) 事務局は以下の場合には、研修事業者の応募を取り消すことができます。
  - ・ 研修事業者及び武者修行者の応募資格を満たしていないと判断される場合。
  - ・ 申込書、志願書等の応募書類に虚偽があった場合。
  - ・ 記入された連絡先が無効であった場合。

・その他、武者修行者として不適切と判断される場合。

- (2) 事務局は前項の応募取り消しにより、研修事業者及び武者修行者に発生した損害、不利益等について、賠償の責を負わないものとします。

## 7. マッチング

- (1) 本事業におけるマッチングは、受入れ先事業者が、志願書によって自社で修行する武者修行者を選定することによって行います。
- (2) 事務局は、志願書が届き次第、必要な要件を確認後、各受入れ先事業者に転送します。
- (3) 受入れ先事業者は、志願書を基に、自社で修行する武者修行者を選定し、事務局に通知します。これをもってマッチング成立とします。
- (4) 受入れ先事業者の希望によって、志願書だけでなく面接を加味して武者修行者を選定することを妨げません。ただし、面接に係る交通費等の経費は、全額研修事業者が負担することとします。

## 8. 書類の取り交わし

- (1) マッチング成立後、武者修行者は、「誓約書」に必要事項を記入し、押印の上、事務局に提出します。事務局は、誓約書原本を受入れ先事業者に転送すると共に、写しを保管します。
- (2) 事務局は、武者修行期間、場所、受入れ先事業者の担当者等の細目を「確認書」にまとめ、受入れ先事業者及び研修事業者に送付し、共有します。

## 9. 座学

- (1) マッチング成立後、事務局は、武者修行者に、キャリアの振り返り、目標設定等を目的とした座学（集合研修）の開催日・場所等を案内します。
- (2) 座学は、原則的に東京都内で開催します（一日を予定）。
- (3) 武者修行者は、特別な事情が無い限り、座学には必ず参加することとします。もし、事務局が案内する座学日程・会場では都合が悪い場合は、別日程・会場での受講も可とします。
- (4) 修行者は(1)の他に、サービス産業に関する最新の経営ノウハウやサービス産業に特化した経営理論等を、原則としてeラーニングにより学習します。eラーニングの受講方法等の詳細は事務局から案内します。

## 10. 武者修行

- (1) 武者修行者は、武者修行開始日の定められた時間・場所に赴き、以後、研修期間終了まで、受入れ先事業者の指示に従い、修行に従事します。
- (2) 修行期間は、最短で実働8日とします。期間中毎日修行するか、複数期間に分割して修行するかは、受入れ先事業者の指示に従います。
- (3) 事務局は必要に応じて、武者修行先を訪問し、修行の状況を確認します。問題があれば、受入れ先事業者、研修事業者の意見を聴きながら解決に努めます。万一、これ以上、武者修行を継続することが困難と判断された場合は、修行を打ち切ります。

## 11. 成果報告会

- (1) 武者修行期間終了後、武者修行者が一堂に会して修行の成果を報告・共有する成果報告会を開催します（一日を予定）。
- (2) 成果報告会と併せて、武者修行者・受入れ先事業者等が交流する場を設けます。
- (3) 武者修行者は、成果報告会・交流会に、可能な限り参加いただきます。

## 12. フォローアップ

- (1) 研修事業者は、武者修行終了後、定期的に補助事業者に対して、修行の成果がどのように自社の経営改善に繋げることが出来たのか、成果報告時に掲げた目標に対する達成度、今後の取組方針等について報告するものとします。

## 13. 武者修行に係る費用の支払いと補助

- (1) 本事業において、武者修行に係る主要経費の3分の2を補助します。補助対象となる経費は下表の通りです。

費目	内容
研修費	受入れ先事業者に支払う研修費（武者修行者1名・1月当たり9万円）のうち、6万円は補助対象となります。研修事業者の負担は武者修行者1名・1月当たり3万円となります。 ※1月に満たない修行期間の研修費は日割りで計算します。 ※1月当たりの勤務日数は受入れ先事業者の定めに従います。
交通費	交通費実費の3分の2を補助します。研修事業者の負担は交通費実費の3分の1です。補助対象となる交通費は次の通りです： ・座学参加に係る交通費 ・受入れ先での武者修行に係る交通費（複数回往復、定期代も可） ・成果報告会参加に係る交通費
滞在費	受入れ先での武者修行に係る滞在費実費の3分の2を補助します。研修事業者の負担は滞在費実費の3分の1です。

- (2) 本事業においては、上記(1)の項目について研修事業者が支払った金額に対応する領収書等額面金額の3分の2を補助します。研修事業者は、上記(1)の費用全額を一時立て替えて支払い、後日、事務局より補助金の支給を受けることとします。
- (3) 修行期間中の武者修行者の給与については、補助は支給されません。

## 14. 研修事業者の義務

- (1) 研修事業者は、補助対象となる経費の全額を一時立替払いできることを要します。
- (2) 研修事業者は、補助対象となる経費の3分の1を負担できることを要します。
- (3) 武者修行者が、以下に定める義務を怠った場合、研修事業者は経費補助を受けることができません。

## 15. 武者修行者の義務

- (1) 武者修行者は、事務局が案内する座学を受講できることを要します。

- (2) 武者修行者は、「誓約書」の内容を遵守する義務を負います。
- (3) 武者修行者は、2週間（実働8日）以上の修行を行うことを要します。
- (4) 武者修行者は、自身が設定した学びのテーマに関して、修行を通じて得られた成果についてレポートを提出する義務及び本修行の役立ち度に関するアンケートに回答する義務を負います。
- (5) 武者修行終了後5年間、事務局は武者修行者に連絡を取り、修行の効果を確認します。武者修行者は、事務局からの連絡に対応する義務を負います。
- (6) 事務局から、武者修行者への取材、ヒアリング等について協力をお願いすることがあります。

## 16. 事務局の責任

- (1) 事務局は、受入れ先事業者の下で武者修行者が円滑に修行を行えるよう、最大限の配慮をします。
- (2) 事務局は、受入れ先事業者、研修事業者、武者修行者の個人情報を、公益財団法人日本生産性本部の個人情報保護方針に基づいて適切に管理します。

## 17. 武者修行の停止

- (1) 事務局は、武者修行者または研修事業者が本運営規約に違反したと判断される場合、事前に通知することなく、当該武者修行者または研修事業者が受けるべき武者修行を停止することができます。

## 18. 運営規約及び事業内容の変更

- (1) 事務局は、受入れ先事業者、武者修行者または研修事業者への事前の通知なくして、運営規約及び本事業の変更または一時的な中断（サーバー保守、システムの仕様変更、瑕疵対応等の場合、天災地変その他の非常事態が発生、発生のおそれがありもしくは法令等の改正変更により本事業の運営を一時的に停止する必要性が生じた場合を含みます。）を行うことがあります。

## 19. 事故・損害

- (1) 武者修行者が、武者修行期間中に万が一不慮の事故に遭った場合、研修事業者の加入する労災保険を適用することとします。
- (2) 武者修行者が、武者修行期間中に受入れ先事業者に損害を与えた場合は、研修事業者が受入れ先事業者に対して賠償の責を負うものとします。
- (3) 事務局は、本事業の実施に伴って生じる損害について、賠償する責任を負わないものとします。

## 20. その他

- (1) 研修事業者、武者修行者は、本規約に規定の無い事項については、事務局の定めに従うものとします。

## 附則

この規約は 2014 年 9 月 8 日から実施します。

以 上

(変更履歴)

2014 年 10 月 27 日、「5.応募方法」(8)応募締切を修正しました。

2015 年 7 月 29 日、「4.武者修行者の応募資格」(3)追加、「5.応募方法」(8)修正、「7.マッチング」(2)修正、「9.事前研修 (座学)」(2)(3)修正、「10.武者修行」(2)修正、「13.研修事業者の義務」(3)追加、「14.武者修行者の義務」(3)(4)追加、を行いました。

2016 年 2 月 15 日、「18.事故・損害」に(2)を追加しました。

2016 年 10 月 11 日、「9.事前研修 (座学)」を「9.座学」に改め、併せて規約中の表記を改めました。「9.座学」(4)追加、「10.武者修行」(2)修正、「12.フォローアップ」追加を行いました。